

## 第10回教育委員会会議録

1日 時 平成29年10月26日(木) 開会：10時00分  
閉会：11時50分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地  
周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長

出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所係長 熊毛総合出張所副主任

5書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長

### 6議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第18号 周南市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について
3	報告第19号 周南市立徳山駅前図書館条例の施行期日を定める規則制定について
4	報告第20号 周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会 (1) 11月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

(2) 「周南こどもゆめまつり」について

(報告者：熊毛総合出張所)

(3) 周南市人権教育推進協議会委員の解職及び委嘱について

(報告者：人権教育課)

(4) ナベツル渡来について

(報告者：生涯学習課)

(5) 「あちこち“ほん”わか日和 in 山口」について

(報告者：中央図書館)

8 視 察 (仮称)西部地区学校給食センター建設予定地 (周南市福川南町 2573-36 地内)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長       ただ今から「平成29年第10回教育委員会定例会」を開催いたします。  
 それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」、本日の会議録署名委員は、片山委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

2	報告第18号 周南市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について
3	報告第19号 周南市立徳山駅前図書館条例の施行期日を定める規則制定について

教育長       続きまして日程第2、報告第18号「周南市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」ですが、ここで委員の皆様にお諮りいたします。  
 次の日程第3、報告第19号「周南市立徳山駅前図書館条例の施行期日を定める規則制定について」は、関連する案件でありますので、一括して議題とし説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員       (異議なし)

教育長       それでは、報告第18号及び報告第19号を一括して議題といたします。  
 この件について、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長   それでは、報告第18号「周南市立図書館条例の一部を改正する条例制定の施行期日を定める規則制定について」及び報告第19号「周南市立徳山駅前図書館条例制定の施行期日を定める規則制定について」を一括して説明いたします。

1ページから4ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。

本議案は、平成28年3月議会において議決いただきました「周南市立図書館条例の一部を改正する条例」及び「周南市立徳山駅前図書館条例」の附則第1項に規定しておりました施行期日について、教育委員会規則を制定しようとするものです。

このたび、施設の供用開始日が決定したことから、両条例附則第1項の施行期日につきまして、平成30年2月3日としたものであります。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長       以上のおりでございますが、この件につきまして、何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第18号及び報告第19号を一括して承認いたします。

4	報告第20号 周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	--------------------------------------

教育長       続きまして日程第4、報告第20号「周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましても、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長   それでは、「周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明い

たします。5ページから9ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。

改正内容は、平成30年2月3日開館予定の周南市立徳山駅前図書館の設置に伴う所要の改正を行うものでございます。

この規則で規定しております第2条の休館日及び第3条の開館時間について、徳山駅前図書館を除く規定を追加するものです。これは、徳山駅前図書館については、周南市立徳山駅前図書館条例第3条で休館日、第4条で開館時間をこの図書館の管理の特例として規定しておりますことから、除外規定を設けたものでございます。

次に、第7条の館外利用の資格についてですが、これまで、市内在住、在勤、在学する者又は特に館長が認めるものとしておりましたが、徳山駅前図書館の開館に伴い、既存の図書館カードに加え、Tカードを図書館カードとして採用することとしております。

また、徳山駅前図書館は、駅前にあるという立地特性から、市内はもとより、市外や県外からも多くの施設利用者が予測される場所でもあります。

以上のことから、図書館の資料の館外利用の資格を「日本国内に居住する者又は特に館長が定めた者」に拡充することとしました。

これに伴い、館外貸出申込書の様式につきましても改正したものでございます。

なお、施行期日につきましては、周南市立徳山駅前図書館の開館予定日であります平成30年2月3日としております。

ただし、平成30年1月から、館外貸出申込の事前登録を開始することから、第7条及び様式第3号の改正につきましては、平成30年1月1日から施行することとしております。

8ページから9ページに新旧対照表を示しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長 はい、この件につきまして何かご質問ございませんか。

図書館と民業部分との開館時間についてご説明いただけますか。

中央図書館長 図書館につきまして9時30分から夜10時までの開館時間にしていますが、民業部分であるカフェと飲食施設と書店の3つにつきましては、8時に繰り上げてオープンすることになっております。終わりは同じ夜10時でございます。

教育長 ですから、民業部分が先にオープンして、そして1時間半遅れて今度は図書館がオープンするということになっております。

その他、ご質問はございませんか。

それでは、報告第20号を承認いたします。

その他に何かありますか。よろしいですか。

それでは以上で、平成29年第10回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

片山 研治 委員 \_\_\_\_\_

大野 泰生 委員 \_\_\_\_\_